

2010年4月23日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

日本共産党島根県委員会
委員長 中林 隆

島根原発についての申し入れ

島根原発1、2号機において、123件の点検漏れが発覚しました。今後、さらに点検漏れの件数が増えるとされており、中国電力の安全確保対策・保守管理のずさんさに対して、県民の不安と憤りが高まっています。

今回の問題は、原子力基本法の「民主・自主・公開の原則」に反するものであり、安全確保の責務や情報の公開などを規定する安全協定にも反する異常な事態であります。

それは、保安院・島根原子力保安検査官事務所が1月22日に中国電力から点検漏れの一報を受けているにもかかわらず、3月中旬まで保安院に未報告でありました。また、島根県の担当部署も3月16日に中電から報告を受けながら、県政のトップである知事に伝えたのは公表の前日であるという点です。

即ち、1月16日の問題発覚以降、3月30日の公表まで実に2ヶ月半もの間、情報は県民に対して一切公開されず、中国電力は点検漏れのまま原発を運転していたこととなります。中国電力などは、事態を正確に把握できず、調査中であったと言いますが、原発の安全を希求する県民の立場に立てば、論外の主張であり、許されるものではありません。

県民からは中国電力に対し、「原発を建設、運転する資格がない」「プルサーマル実施などとんでもない」との声があがっており、国や県に対しては「点検漏れを見抜けなかった責任は重大」「緊張感を欠いている」などの厳しい批判が起こっています。

この間、中国電力は、土用ダム（岡山県）の測定データ改ざん、下関発電所における地元自治体と交わした公害防止協定違反、西郷発電所のばい煙規制値超過による大気汚染防止法違反、原発内での相次ぐ火災の発生、不適切事案に対する行政処分、活断層の見落としなど、県民を裏切り続けてきました。問題発覚の度に謝罪はするものの、安全対策や長年の構造的な隠ぺい体質が改善されていないではありませんか。全国最多の不正・不祥事を続ける中国電力に原発はもちろん、プルサーマルを運転する資格はありません。

県がプルサーマル運転を了解した前提条件は、一つに、国による厳格な安全審査であり、二つには、中国電力における適正な運転の確保でありました。今回の事態は、この二つの条件が完全に破たんしました。県としてプルサーマル計画の地元了解は撤回すべきであります。

また、活断層調査においては、専門家からトレンチ調査やピット調査の位置が不適切であり、不十分な調査であるとの指摘があります。

以上、県民の安全と命を守る立場から、下記のことを申し入れます。

記

1. 中国電力に対し、徹底した原因分析と再発防止対策を要請すること。県民に対する情報公開と説明会を実施するよう求めること。
2. 県としても再発防止対策を確立し、県民への説明責任を果たすこと。
3. 今回の問題や中電の報告を調査・究明・検証するための第三者機関（国、県、専門家、住民らで構成）を立ち上げること。
4. 中国電力が実施した活断層調査は、不十分であり、国、中国電力に再調査を求めること。
5. プルサーマルの地元了解は、撤回すること。